

中小企業者向け制度融資に係る 信用保証料補助金

神川町では、中小企業の方が、町制度融資または県制度融資を利用する場合に、信用保証料の一部を補助しています。

令和7年4月1日交付申請分より、制度内容が1部変更になっておりますのでご注意ください。

(主な変更点: 補助対象者の変更、申請期限の変更等)

▶補助対象者 (次のすべてに該当する方)

- 町内に住所または事業所を有する法人または個人事業主であること
- 埼玉県信用保証協会の信用保証を受け、補助対象の制度融資を受けていること
- 町税等に滞納がないこと

▶補助対象融資

- 神川町特別小口融資制度資金
- 埼玉県中小企業制度融資の各資金(貸付)

▶補助金額

信用保証料相当額 **上限2万円** (注意) 同一の融資につき1回限り

▶交付申請

【申請受付開始日: 令和7年4月1日】

制度融資が実行された日から**6か月以内**に、交付申請書に必要書類を添えて経済観光課にご提出ください。

(注意) 申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

神川町役場 経済観光課 商工観光担当(役場2階)

☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

(お問い合わせ先)

ホームページ <http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/465.html>



県制度融資のお問い合わせ先・申込先 神川町商工会 ☎0495-77-3181

▶申請の流れ

